

平成 1 7 營業年度

〔 自 平成 1 7 年 1 0 月 1 日
至 平成 1 8 年 3 月 3 1 日 〕

第 1 期

事業計画

西日本高速道路株式会社

・ 高速道路株式会社法第10条に基づく事業計画について

事業計画については、高速道路株式会社法（以下、会社法）第10条に基づき、高速道路株式会社（以下、会社）が、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。今回の平成17営業年度の事業計画については、日本道路公団等民営化関係法施行法第22条に基づく経過措置として、会社が成立する10月1日以降、遅滞なく認可を受けることとなっている。

なお、事業計画を申請するにあたり、会社法施行規則第8条第1項で規定されている通り、資金計画書及び収支予算書を添えて、国土交通大臣に提出することとなっているため、事業計画以外にも当該営業年度の資金計画書及び収支予算書も添付する。

平成17営業年度の事業計画については、事業全体としては総額2,802億円の事業費、うち道路事業に係る総額は2,387億円の事業費を予定している。資金計画書については、合計1,448億円の資金を政府からの財政投融资（政府保証債）や民間の金融機関を通じて調達する予定である。収支予算については、当期純利益として5億円発生する予定である。

・事業計画

1. 高速道路事業に係る事業計画

平成17年度における高速道路事業については、高速道路の新設・改築、及び維持、修繕、災害復旧等で構成される。

高速道路の新設、改築については、事業の進捗が進んでいるものや事業としての評価の高い事業、及び大都市圏ネットワークを形成する道路整備を重点的に実施するため、1,330億円の事業費（一般管理費、建設中利息を除くと1,242億円）を予定している。また、本営業年度内の供用予定道路として、東九州自動車道（北九州JCT～苅田北九州空港）8km及び改築事業として中国横断自動車道岡山米子線（岡山総社～総社PA、湯原～蒜山）7kmを予定している。

高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理に関しては、適正かつ効率的な維持管理や道路施設について中長期的に管理するために必要な修繕を実施するため、1,057億円の事業費を予定している。

なお、他の高速道路株式会社の事業範囲における高速道路の新設・改築、及び維持、修繕、災害復旧等に関する事業は、本営業年度において事業実施予定はない。

以上の内容をまとめると、道路事業に係る平成17年度の実業計画は下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の新設、改築	近畿自動車道など計15道路361kmの新設（このうち、東九州自動車道（北九州JCT～苅田北九州空港）8kmを平成17年度供用予定） 近畿自動車道など計3道路56kmの改築（このうち、中国横断自動車道岡山米子線（岡山総社～総社PA、湯原～蒜山）7kmを平成17年度供用予定）	1,330
高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理	中央自動車道など計39道路3,247kmの維持、修繕等	1,057
高速道路株式会社法第五条第2項に規定された以外の高速道路における新設、改築		
高速道路株式会社法第五条第2項に規定された以外の高速道路における維持、修繕、災害復旧等		
合計A（道路事業）		2,387

なお、上記以外に道路資産貸付料2,239億円の支出が存在する。

なお、暫定協定では上記以外に約987億円の建設、改築費を計上しており、今後事業の進捗が図られた場合には、事業計画を変更する可能性がある。

2 . 高速道路事業以外の事業に係る事業計画

平成17営業年度における高速道路事業以外の関連事業については、高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、及びその他事業で構成される。

高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理に関しては、利用者への適正なサービスを実施するために必要な既存サービスエリア等の適正な管理及び今後の事業準備を行うために、事業費16億円を予定している。

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等に関しては、新直轄方式で建設されている高速道路についての国の委託事業や、高速道路事業に関連する他の道路事業の委託事業を着実に実施するため、393億円の受託事業費を予定している。

なお、その他事業については、公団から引継いだ駐車場、トラックターミナル事業の他に、高架下の占用施設を活用した事業、Webサイトなどでの広告事業の新たな展開などのために、6億円の事業費を予定している。

以上の内容をまとめると、高速道路事業以外の関連事業に係る平成17営業年度の事業計画は下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理	中央自動車道西宮線大津サービスエリアなど計253箇所のサービスエリア・パーキングエリアの管理	16
国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等（1）	中国横断自動車道などの新設に関する受託工事、「一般国道1号改築事業の合併施行(枚方～門真)における工事等の施行に関する平成17年度協定」に基づく受託工事ほか	393
高速道路株式会社法第五条第2項に規定された以外の高速道路における休憩所、給油所等の建設・管理		
その他の事業（2）	駐車場事業1箇所、トラックターミナル事業2箇所、占用施設活用事業131箇所、広告事業ほか	6
合計B（道路事業以外）		415

合計（A + B）		2,802
-----------	--	-------

1 この中には、会社法第5条第5項に基づいて、国、地方公共団体、地方道路公社以外の事業者の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等の所要資金約6億円を含む

2 この中には、日本道路公団等民営化関係法施行法第二十条第一項に基づく管理有料道路（関門トンネル）の維持、修繕等（所要資金約5億円）を含む。

資金計画書

平成17営業年度の資金計画書は下記のとおりである。

単位：億円

科目	金額		
	合計	高速道路事業	高速道路事業以外
収入の部			
前期繰越金	633	633	
高速道路事業営業収入	3,072	3,072	
道路料金収入	3,072	3,072	
関連事業営業収入	433		433
SA・PA事業収入	26		26
その他の事業収入	14		14
受託事業収入	393		393
社債・借入金	1,448	1,448	
政府保証債	1,056	1,056	
政府からの無利子借入金	0	0	
機構からの無利子借入金	0	0	
自主調達資金	392	392	
その他収入	0	0	0
合 計	5,587	5,153	433
支出の部			
高速道路建設費	1,330	1,330	
新設・改築費	1,242	1,242	
一般管理費	67	67	
支払利息等	21	21	
高速道路営業管理費	1,057	1,057	
修繕費	182	182	
維持管理費	384	384	
業務管理費	321	321	
その他管理費	25	25	
一般管理費	138	138	
支払利息等	7	7	
道路資産賃借料	1,866	1,866	
関連事業営業費	415		415
SA・PA事業営業費	16		16
その他の事業営業費	6		6
受託事業営業費	393		393
社債等償還金	29	21	8
次期繰越金	890	880	10
合 計	5,587	5,153	433

端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

SA・PA事業営業費にはSA・PA事業建設費を含む。

次期繰越金には「道路資産賃借料」の未払金373億円を含む。

なお、暫定協定の範囲内における新設、改築費の増に伴い、資金計画書を変更する場合がある。

収支予算書

平成17年度の収支予算書は下記のとおりである。

単位：億円

科目	金額		
	合計	高速道路事業	高速道路事業以外
経常損益の部			
（営業損益の部）			
・高速道路事業営業損益			
1．営業収益	3,511	3,511	
料金収入	3,144	3,144	
道路資産完成高	368	368	
その他の売上高	0	0	
2．営業費用	3,505	3,505	
道路資産賃借料	2,132	2,132	
道路資産完成原価	368	368	
管理費用	1,005	1,005	
高速道路営業利益	6	6	
・関連事業営業損益			
1．営業収益	577		577
SA・PA事業収益	26		26
その他の事業収益	14		14
受託事業営業収益	538		538
2．営業費用	566		566
SA・PA事業営業費	18		18
その他の事業営業費	6		6
受託事業営業費	542		542
関連事業営業利益	11		11
全事業営業利益	17	6	11
（営業外損益の部）			
1．営業外収益	0	0	0
2．営業外費用	8	6	2
経常利益	9	0	9
特別損益の部			
1．特別利益	0	0	0
2．特別損失	0	0	0
税引前当期純利益	9	0	9
法人税、住民税及び事業税	4	0	4
法人税等調整額	0	0	0
当期純利益	5	0	5

端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。